

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 上告受理申立て事件

国側当事者・国(市川税務署長)

令和3年10月8日却下・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年7月20日判決、本資料271号-89・順号13591)

(第一審・千葉地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年1月29日判決、本資料271号-15・順号13517)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	市川税務署長 宮川 晃一

主 文

- 1 本件上告受理申立てを却下する。
- 2 上告受理申立て費用は申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、本件上告受理申立書及び民事訴訟規則199条2項、194条所定の期間内に提出された令和3年9月9日付けの上告受理申立て理由書には、民事訴訟法318条1項に規定する事由の記載がないから、本件上告受理申立ては不適法でその不備を補正することができないことが明らかである。

よって、同法318条5項、316条1項1号、67条1項、61条を適用して主文のとおり決定する。

令和3年10月8日

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 中山 孝雄

裁判官 遠藤 東路

裁判官 本多 哲哉